

第63回 全日本馬場馬術大会2011 Part II

実 施 要 項

1. 主 催 社団法人 日本馬術連盟
2. 期 日 平成23年7月16日(土) ～ 18日(月・祝)
3. 担 当 全日本馬場馬術大会実行委員会
4. 後 援 日本中央競馬会
5. 会 場 御殿場市馬術・スポーツセンター
静岡県御殿場市仁杉1415-1
6. 競技種目および実施課目
第1競技 全日本内国産馬場馬術選手権
① FEIセントジョージ賞典馬場馬術課目 2009
★この競技で出場者の上位約5分の3の人馬が②に出場できる。
② JEF自由演技国体成年馬場馬術課目
★①で出場資格を得た人馬が出場できる。
* ①と②における各人馬の得点率の合計により全日本内国産馬場馬術選手権の順位を決定する。
第2競技 内国産馬第5課目馬場馬術競技
JEF馬場馬術競技第5課目 2009
★この競技で出場者の上位約5分の3の人馬が第5競技に出場できる。
第3競技 内国産馬第4課目馬場馬術競技
JEF馬場馬術競技第4課目 2009
★この競技で出場者の上位約5分の3の人馬が第6競技に出場できる。
第4競技 内国産馬第3課目馬場馬術競技
JEF馬場馬術競技第3課目 2009A
★この競技で出場者の上位約5分の3の人馬が第7競技に出場できる。
第5競技 内国産馬第5課目馬場馬術競技 (決勝)
JEF馬場馬術競技第5課目 2009
★第2競技で出場資格を得た人馬が出場できる。
第6競技 内国産馬第4課目馬場馬術競技 (決勝)
JEF馬場馬術競技第4課目 2009
★第3競技で出場資格を得た人馬が出場できる。
第7競技 内国産馬第3課目馬場馬術競技 (決勝)
JEF馬場馬術競技第3課目 2009A
★第4競技で出場資格を得た人馬が出場できる。
7. 参加資格
(1) 選手の参加資格
① 参加申し込み締め切り日において、日本馬術連盟騎乗者資格B級以上の取得者であること。または日本馬術連盟が特に認めたもの。
② 選手は16歳(16歳に達する暦年の初めから)以上の者とする。
③ その他の事項は日本馬術連盟競技会規程第23版による。
(2) 競技馬匹の参加資格
① 参加申し込みの時点で、日本馬術連盟に内国産馬として登録されている馬匹。
② 着地検査中の馬匹は参加できない。
8. 参加条件
(1) 同一種目への出場は、1選手2頭を限度とするが、馬の出場は、同一種目1回限りとする。
(2) 出場申し込みする選手は、対象期間に開催された公認競技会において、その種目で50%以上の成績を人馬のコンビネーションで1回以上は得ていること。
(3) 規定出場枠(各種目25頭)を超える場合は、平成22年6月7日(月)から平成23年5月29日(日)までに行われた馬場馬術公認競技会における上位2成績を基に、上位馬を優先する。

9. 褒 賞

- (1) すべての実施競技で表彰を行う。
- (2) 第1競技の全日本内国産馬場馬術選手権は、第5位までを入賞とする。第1位から第3位までに会長賞、メダル、賞状、リボン、厩舎掛けを贈る。4位以下の入賞者にはリボンを贈る。
- (3) 第5競技から第7競技は、第5位までを入賞とする。第1位から第3位までにメダル、リボンを贈る。4位以下の入賞者にはリボンを贈る。
- (4) 第1競技の①及び②ならびに第2競技から第4競技は、出場者の上位1/4までを入賞とする。入賞者にはリボンを贈る。ただし出場者が20名以下の場合は5位までを入賞とする。
- (5) 第1競技の1位から3位までの馬の所有者に、飼育奨励賞を贈る(銀行振込)。
1位 50,000円 2位 30,000円 3位 10,000円

10. 競技会規程等

国際馬術連盟馬場馬術競技会規程第24版、一般規程第23版、日本馬術連盟獣医規程の最新版、および日本馬術連盟競技会関連規程平成23年度版を適用する。

11. 申し込み締切、および申し込み方法

- (1) 締 切 平成23年6月10日(金) 必着
- (2) 参加料の納入は、銀行振込のみとする。
振込口座 三井住友銀行 日本橋東支店 普通預金 口座番号 7473283
馬場馬術本部実行委員会
- (3) 参加申込書に成績申告書(期間内における上位2回)、参加馬資料及び銀行振込受領書のコピーを添えて下記宛に送付すること。なお、書類に記載もれあるいは入金等の不備がある場合は受理し
- (4) 送付先 〒104-0033
東京都中央区新川2-6-16馬事畜産会館
社団法人 日本馬術連盟 気付
「全日本馬場馬術大会実行委員会」

12. 参加料

- (1) 馬匹参加料 1頭につき(厩舎・オガ代含む)
・ ランキングにより出場権利を獲得した馬匹 14,000円
・ 本部承認の推薦馬 80,000円
- (2) 選手参加料 1競技(種目)1回につき (2,000円はオリンピック協賛金)
・ 第1競技(②の参加料は不要)
 当該年度馬場馬術ナショナルチームの選手 13,000円+2000円=15,000円
 ナショナルチームの選手以外 18,000円+2000円=20,000円
・ 第2、3、4の各競技 15,000円+2000円=17,000円
・ 第5、6、7の各競技(現地徴収) 8,000円+2000円=10,000円
- (3) 競技参加料のうち、1エントリーにつき2,000円をオリンピック協賛金とする。
- (4) 一度納入したものは、選手が出場しない場合でも返却しない。ただし、主催者の都合により競技への参加を取り消した場合は、この限りではない。

13. 宿 泊

- (1) 参加者の所属団体につき1名の馬付添い人(男子に限る)の仮眠所があり(寝具は各自用意のこと)、各自で御殿場市馬術・スポーツセンターに直接申込み、支払うこと(1泊1000円)。
- (2) 選手および一般の宿泊は各自で手配すること。
- (3) 厩舎地区は禁煙とし、会場内とその周辺でのテント設営、自炊、火気の使用は認めない。

14. 参加馬の入厩

- (1) 滞在できる期間は、平成23年7月14日(木)～18日(月・祝)とする。
- (2) 入厩時間は、7月14日(木) 8:30～15:00、7月15日(金) 8:30～15:00を予定。
- (3) 会場到着後、速やかに乗馬登録証および馬の健康手帳を大会本部に提出すること。その時、馬番号(個体識別番号)を配布する。
- (4) 参加馬は、到着時に主催者から提供される馬番号を競技の間を通して装着していなければならない。

15. 馬糧・敷料

- (1) 馬糧は各自が用意し、退厩の際はすべて持ち帰ること。
- (2) 敷料はオガのみとし、実行委員会が用意する。

16. 防疫

- (1) 下記の事項が記載された馬の健康手帳を携行すること。
 - ①入厩日の前年1月1日以降の馬伝染性貧血の陰性証明
 - ② 馬インフルエンザの予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
 - ・基礎接種として初回ワクチン接種をしてから21日以上・2ヵ月以内に2回目のワクチン接種を行い、その後、7ヵ月以内に最初の補強接種を行い、それ以降は1年以内に継続的に補強接種を受けていなければならない。
 - ・競技場へ入厩する6ヵ月＋21日以内に補強接種(または基礎接種の2回目)を受けていなければならない。
 - ・2008年3月31日以前に基礎接種を完了している馬については、基礎接種の後の最初の補強接種は、1年以内であれば可とする。
 - ③日本脳炎予防接種を以下の要領で実施し、その接種証明。
 - ・当年5月1日以降に、2週間から2ヵ月の間隔で2回実施していること。
- (2) 馬インフルエンザが疑われる馬匹は入厩できない。出発前1週間の臨床症状をよく観察し、馬インフルエンザを疑う症状がある場合は、獣医師に検査を依頼すること。
- (3) 馬輸送用馬運車は、積み込み前にその内部をパコマまたは逆性石鹼等で消毒すること。
- (4) 入厩予定日において、輸入検疫後の着地検査中(3ヵ月)の馬匹は出場できない。
- (5) 上記が守れない場合や、申込書類に不備がある場合、入厩を認めない。

17. 馬の管理責任者

競技会における馬の管理責任者は、本大会に参加する選手とする。
選手が18歳未満の場合は国際馬術連盟一般規程第118条4. を適用する。

18. 打ち合わせ会

- (1) 平成23年7月15日(金)14時から会場内にて行う。
- (2) 第1競技①及び第2、3、4競技の出場順番は、あらかじめ実行委員会が抽選を行って決定する。
- (3) 第1競技②の出場順番の抽選は、第1競技①セントジョージ賞典終了後に別途行う。
- (4) 第5、6、7競技の出場順番は、第2、3、4競技の結果のリバースオーダーを基本とする。
- (5) 競技を複数の馬場で同時進行するため、出場順番を考慮する場合がある。
- (6) 参加団体の代表者1名は必ず出席すること(代理出席を認める)。
- (7) 打ち合わせ会で確認された事項を優先する。

19. 表彰式

- (1) 表彰式の日程は、別途連絡する。
- (2) 表彰式には正装で参加し、正当な理由なく表彰式に参加しない者は入賞の資格を失う。なお、原則として選手が参加するものとし、選手が参加できない場合は代理者を可とし、正装で参加すること。

20. その他注意事項

- (1) 出場選手のドーピング検査が行われる場合がある。
- (2) 資格を誤って参加申し込みした者については出場を取り消し、返金しない。
- (3) 人馬の事故がないよう十分注意すること。なお、万一の場合応急処置はするが、主催者はその責を負わない。
- (4) 参加選手は何らかの傷害保険に加入していること。
- (5) 参加選手は会員証・健康保険証を持参すること。
- (6) 厩舎地区は、全面駐車禁止のため、車両は定められた駐車場を利用すること。
- (7) 一般車および馬運車等の移動・駐車は、実行委員会の指示に従うこと。
- (8) 厩舎地区およびその周辺は、参加団体の自主管理とし、貴重品の管理には十分注意すること。
- (9) 厩舎地区およびその周辺の清掃は、参加団体で協力して行い、ゴミは全て持ち帰ること。
- (10) 公共の施設を利用する一般的心得を遵守すること。
- (11) 注意勧告を受け、その後改善がみられない団体は、失格とする場合がある。